

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会
図書館管理・運営実務責任者会議規程

(根 拠)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会（以下「東海地区協議会」という。）会則第4条第1項第2号により図書館管理・運営実務責任者会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、図書館の管理・運営に関する調査・研究を行い、その改善・協力と親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会議の開催
- (2) 管理・運営に関する研究会・講演会の開催
- (3) その他必要と認められるもの

(幹事校)

第4条 本会に幹事校をおく。幹事校は、東海地区協議会理事校が担当し、その任期は2年とする。

- 2 幹事校に事務局をおく。

(運営委員会)

第5条 本会に運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 委員会は、第3条に掲げる各事業を実施するために必要な事項を審議し、また各事業の運営に当たる。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、任期は2年とする。
 - (1) 幹事校
 - (2) 前期幹事校
 - (3) 次期幹事校
 - (4) その他必要に応じ、幹事校が指名するもの
- 4 委員会は、幹事校が招集し、その議長となる。
- 5 委員会で審議した事項については、東海地区協議会に報告するものとする。

(経 費)

第6条 本会の事業に係る経費は、東海地区協議会からの支援費、その他の収入をもって充てる。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃については、委員会において原案を作成し、東海地区協議会総会の承認を得るものとする。

(附 則)

- 1 本会則は、2003年5月30日から施行する。
- 2 本会則は、2005年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

(現行内規の廃止)

- 2 本規程の改正により、東海地区協議会図書館管理・運営実務責任者会議運営委員会内規を廃止する。